

協同組合ビジネス 21 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 8 月 21 日～令和 12 年 8 月 20 日までの 5 年間
2. 内容

目標 1：計画期間内に、男性社員の育児休業取得率を 50% 以上とする。

＜対策＞

- 令和 7 年 8 月～ 男性社員への制度周知、育児休業等取得の推奨を行う
- 令和 7 年 10 月～ 職場における育休取得者の業務フォローアップについて検討・実施

目標 2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

＜対策＞

- 令和 7 年 8 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 7 年 10 月～ ミーティングを利用して制度に関する説明を行う